

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会 議 案

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 4 年度小樽市一般会計予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 4 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 4 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 4 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出
する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 4 年度小樽市住宅事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 4 年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 4 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 4 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 4 年度小樽市病院事業会計予算

令和 4 年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 4 年度小樽市水道事業会計予算

令和 4 年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 4 年度小樽市下水道事業会計予算

令和 4 年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 4 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和 4 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 4 年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和 4 年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 74,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,074,686 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 21,207,059	千円 43,107	千円 21,250,166
	1 国庫負担金	10,473,469	34,107	10,507,576
	2 国庫補助金	10,701,677	9,000	10,710,677
21 繰入金		1,851,233	30,931	1,882,164
	2 基金繰入金	1,711,213	30,931	1,742,144
歳入合計		69,000,648	74,038	69,074,686

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 5,548,047	千円 55,838	千円 5,603,885
	2 保健所費	1,515,484	55,838	1,571,322
8 土木費		5,495,714	18,200	5,513,914
	4 都市計画費	1,195,009	18,200	1,213,209
歳出合計		69,000,648	74,038	69,074,686

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	都市計画費	宅地耐震化推進事業費	千円 18,200

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 177,642 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,252,328 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の追加及び変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 13,501,200	千円 339,800	千円 13,841,000
	1 市 民 税	4,758,800	513,100	5,271,900
	2 固 定 資 産 税	6,581,000	△ 147,000	6,434,000
	3 軽 自 動 車 税	195,200	8,600	203,800
	5 特別土地保有税	1,000	3,800	4,800
	6 入 湯 税	20,200	6,600	26,800
	7 都 市 計 画 税	1,085,200	△ 45,300	1,039,900
6 法 人 事 業 税 交 付 金		85,000	77,000	162,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	85,000	77,000	162,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,908,000	109,000	3,017,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,908,000	109,000	3,017,000
10 環 境 性 能 割 交 付 金		16,000	6,000	22,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	16,000	6,000	22,000
12 地 方 特 例 交 付 金		433,306	33,700	467,006
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	376,600	33,700	410,300

13 地方交付税		15,150,676	712,954	15,863,630
	1 地方交付税	15,150,676	712,954	15,863,630
17 国庫支出金		21,250,166	△ 169,068	21,081,098
	1 国庫負担金	10,507,576	△ 235,874	10,271,702
	2 国庫補助金	10,710,677	66,806	10,777,483
18 道支出金		3,794,874	△ 41,996	3,752,878
	1 道負担金	2,996,578	△ 49,542	2,947,036
	2 道補助金	568,986	7,546	576,532
19 財産収入		52,918	414	53,332
	2 財産売払収入	2,834	414	3,248
20 寄附金		676,693	10,145	686,838
	1 寄附金	676,693	10,145	686,838
21 繰入金		1,882,164	△ 1,007,817	874,347
	1 特別会計繰入金	140,020	6,000	146,020
	2 基金繰入金	1,742,144	△ 1,013,817	728,327
23 諸収入		2,249,562	△ 4,374	2,245,188
	4 雑入	497,555	△ 4,374	493,181
24 市債		4,329,278	111,884	4,441,162
	1 市債	4,329,278	111,884	4,441,162
歳入合計		69,074,686	177,642	69,252,328

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3,328,657	79,204	3,407,861
	1 総 務 管 理 費	3,013,000	72,274	3,085,274
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	170,888	6,930	177,818
3 民 生 費		29,197,091	△ 324,201	28,872,890
	1 社 会 福 祉 費	15,077,168	△ 7,765	15,069,403
	2 児 童 福 祉 費	6,444,197	9,163	6,453,360
	3 生 活 保 護 費	7,441,365	△ 325,599	7,115,766
4 衛 生 費		5,603,885	23,081	5,626,966
	1 保 健 衛 生 費	2,136,460	13,588	2,150,048
	2 保 健 所 費	1,571,322	9,493	1,580,815
7 商 工 費		7,895,861	10,000	7,905,861
	1 商 工 費	7,895,861	10,000	7,905,861
8 土 木 費		5,513,914	△ 100,661	5,413,253
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,120,207	△ 71,202	3,049,005
	6 港 湾 費	1,108,726	△ 29,459	1,079,267
10 教 育 費		2,511,336	110,745	2,622,081
	1 教 育 総 務 費	113,543	145	113,688

	2 小 学 校 費	929,938	106,902	1,036,840
	3 中 学 校 費	400,686	3,698	404,384
11 公 債 費		5,248,668	△ 100,000	5,148,668
	1 公 債 費	5,248,668	△ 100,000	5,148,668
12 諸 支 出 金		381,239	420,474	801,713
	3 減 債 基 金 費 〔従来の3項を4 項に改める。〕	—	420,474	420,474
13 職 員 給 与 費		8,451,827	59,000	8,510,827
	1 職 員 給 与 費	8,451,827	59,000	8,510,827
歳 出 合 計		69,074,686	177,642	69,252,328

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	鉄道駅バリアフリー化 設備等整備事業費 補助金	千円 46,000
	戸籍住民 基本台帳費	住民基本台帳システム 整備事業費	6,930
民生費	社会福祉費	新型コロナウイルス 感染症生活困窮者 自立支援金支給事業費	9,600
	児童福祉費	子育て世帯への 臨時特別給付金 給付事業費	10,175
土木費	港湾費	色内ふ頭老朽化対策 事業費	58,100
教育費	小学校費	トイレ改修事業費 (朝里小)	97,200

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 8,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
庁舎等施設整備事業費	125,200	167,122
新幹線整備事業費	16,800	18,760
鉄道駅整備事業費	34,500	46,000
環境衛生施設整備事業費	3,700	5,000
道路新設改良事業費	619,700	584,502
都市計画事業費	20,200	22,500

港 灣 事 業 費	5 4 9 , 9 0 0	5 5 2 , 0 0 0
消 防 施 設 整 備 事 業 費	1 7 0 , 8 0 0	1 7 5 , 6 0 0
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 費	3 3 0 , 0 0 0	4 0 3 , 2 0 0

令和 3 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 144,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,720,951 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,680,369	△ 42,247	1,638,122
	1 国民健康保険料	1,680,369	△ 42,247	1,638,122
2 国庫支出金		—	24,720	24,720
〔従来の2款を3款に改め、以下順次繰り下げる。〕	1 国庫補助金	—	24,720	24,720
3 道支出金		10,474,081	160,680	10,634,761
	1 道補助金	10,474,081	160,680	10,634,761
5 繰入金		1,293,005	1,047	1,294,052
	1 一般会計繰入金	1,125,580	△ 11,589	1,113,991
	2 基金繰入金	167,425	12,636	180,061
歳 入	合 計	13,576,751	144,200	13,720,951

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 保 険 給 付 費		10,308,400	144,200	10,452,600
	1 療 養 諸 費	10,277,488	144,200	10,421,688
6 基 金 積 立 金		68,468	26,713	95,181
	1 基 金 積 立 金	68,468	26,713	95,181
7 諸 支 出 金		63,308	△ 26,713	36,595
	2 返 還 金	55,808	△ 26,713	29,095
歳 出 合 計		13,576,751	144,200	13,720,951

令和 4 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 6 号

令和 3 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「別表 歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		千円 485,409	千円 △ 6,000	千円 479,409
	1 住宅管理費	485,409	△ 6,000	479,409
3 諸支出金		23,127	6,000	29,127
	1 繰出金	23,127	6,000	29,127
歳出合計		782,627	—	782,627

令和 3 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 52,190 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,340,369 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,938,964	千円 53,390	千円 3,992,354
	1 国庫負担金	2,545,740	1,200	2,546,940
	2 国庫補助金	1,393,224	52,190	1,445,414
4 道支出金		2,074,825	△ 1,200	2,073,625
	1 道負担金	1,968,418	△ 1,200	1,967,218
歳 入 合 計		15,288,179	52,190	15,340,369

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費		千円 13,897,815	千円 —	千円 13,897,815
	1 介護サービス等 諸 費	13,307,121	△ 24,000	13,283,121
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	169,036	14,500	183,536
	3 高 額 介 護 サービス等費	399,554	9,000	408,554
	5 そ の 他 諸 費	14,009	500	14,509
4 基 金 積 立 金		274,017	52,190	326,207
	1 基 金 積 立 金	274,017	52,190	326,207
歳 出 合 計		15,288,179	52,190	15,340,369

令和 3 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15,578 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,378,815 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 679,771	千円 △ 15,578	千円 664,193
	1 一般会計繰入金	679,771	△ 15,578	664,193
歳 入 合 計		2,394,393	△ 15,578	2,378,815

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,284,376	千円 △ 15,578	千円 2,268,798
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,284,376	△ 15,578	2,268,798
歳 出 合 計		2,394,393	△ 15,578	2,378,815

令和 3 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間入院患者数	113,150 人
(3) 年間外来患者数	205,458 人
(4) 一日平均入院患者数	310 人
(5) 一日平均外来患者数	849 人

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 病院事業収益	11,586,649 千円	80,000 千円	11,666,649 千円
第 1 項 医業収益	10,791,199 千円	△720,000 千円	10,071,199 千円
第 2 項 医業外収益	693,037 千円	800,000 千円	1,493,037 千円

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度小樽市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業の概要

ロ 改良事業

事業費 583,858千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第 1 款 水道事業費用	2,575,234千円	10,000千円	2,585,234千円
--------------	-------------	----------	-------------

第 2 項 営業外費用	242,836千円	10,000千円	252,836千円
-------------	-----------	----------	-----------

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,621千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,306千円」に、「減債積立金202,097千円」を「減債積立金245,248千円」に、「過年度分損益勘定留保資金930,207千円」を「過年度分損益勘定留保資金922,371千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
-------	---------	---------	-------

第 1 款 資本的収入	1,111,156千円	△110,000千円	1,001,156千円
-------------	-------------	------------	-------------

第 1 項 企業債	1,055,400千円	△110,000千円	945,400千円
-----------	-------------	------------	-----------

支

出

第1款 資本的支出 2,342,081千円 △110,000千円 2,232,081千円

第1項 建設改良費 1,198,889千円 △110,000千円 1,088,889千円

第5条 予算第5条の表中

豊倉浄水場電気計装設備更新事業費	令和4年度	150,000
------------------	-------	---------

を

豊倉浄水場電気計装設備更新事業費	令和4年度	260,000
------------------	-------	---------

に改める。

第6条 予算第6条の表中

起債の目的	限度額
上水道事業費	千円 1,055,400

を

起債の目的	限度額
上水道事業費	千円 945,400

に

改める。

令和4年2月22日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小樽市個人情報保護条例（平成 1 8 年小樽市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 8 条第 3 号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 1 4 条第 2 号ハ」を「個人情報の保護に関する法律第 7 8 条第 2 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に一本化されることに伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員定数条例の一部を改正する条例

小樽市職員定数条例（昭和 2 7 年小樽市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 2 2 の 2 第 1 項」を「第 2 2 条の 2 第 1 項」に改める。

別表 1 の項中「5 7 5 人」を「6 1 5 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、医療従事者の業務負担の軽減を図る目的で、病院局職員の定数を増員するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例
小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例（平成 2 0 年小樽市条例第
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 旧北海製罐株式会社小樽工場第 3 倉庫の保全及び活用事業

第 9 条の見出しを「（基金の繰替運用）」に改め、同条中「運用し、又は歳
入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽ファンが支えるふるさとまちづくりの寄附
金活用事業に、旧北海製罐株式会社小樽工場第 3 倉庫の保全及び活用事業を追
加するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 号の次に次の 1 0 号を加える。

- | | | | |
|--------|---|--------------------------|---------|
| (8)の 2 | 建築物における衛
生的環境の確保に関する
法律(昭和 4 5 年法律第 2
0 号)第 1 2 条の 2 第 1 項
第 1 号の規定に基づく建
築物清掃業者の登録 | 建築物清掃業者登録手
数料 | 36,700円 |
| (8)の 3 | 建築物における衛
生的環境の確保に関する
法律第 1 2 条の 2 第 1 項
第 2 号の規定に基づく建
築物空気環境測定業者の
登録 | 建築物空気環境測定業
者登録手数料 | 36,700円 |
| (8)の 4 | 建築物における衛
生的環境の確保に関する
法律第 1 2 条の 2 第 1 項
第 3 号の規定に基づく建
築物空気調和用ダクト清
掃業者の登録 | 建築物空気調和用ダク
ト清掃業者登録手数料 | 36,700円 |

(8)の5 建築物における衛 生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項 第4号の規定に基づく建 築物飲料水水質検査業者 の登録	建築物飲料水水質検査 業者登録手数料	36,700円
(8)の6 建築物における衛 生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項 第5号の規定に基づく建 築物飲料水貯水槽清掃業 者の登録	建築物飲料水貯水槽清 掃業者登録手数料	36,700円
(8)の7 建築物における衛 生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項 第6号の規定に基づく建 築物排水管清掃業者の登 録	建築物排水管清掃業者 登録手数料	36,700円
(8)の8 建築物における衛 生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項 第7号の規定に基づく建 築物ねずみ昆虫等防除業 者の登録	建築物ねずみ昆虫等防 除業者登録手数料	36,700円
(8)の9 建築物における衛 生的環境の確保に関する 法律第12条の2第1項 第8号の規定に基づく建 築物環境衛生総合管理業 者の登録	建築物環境衛生総合管理 業者登録手数料	46,800円

(8)の10 建築物における 建築物清掃業者等登録証 1,300円
衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第32条の規定に基づく登録証明書の手換え交付

(8)の11 建築物における 建築物清掃業者等登録証 1,300円
衛生的環境の確保に関する法律施行規則第32条の規定に基づく登録証明書の再交付

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第8号の2から第8号の11までの規定は、この条例の施行の日以後に請求される事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部改正による北海道からの権限移譲に伴い、建築物における清掃等を行う事業者の登録事務に係る手数料を新設するためであります。

小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市公設青果地方卸売市場条例を廃止する条例

小樽市公設青果地方卸売市場条例（昭和 4 7 年小樽市条例第 2 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（小樽市公設青果地方卸売市場業務条例の廃止）

2 小樽市公設青果地方卸売市場業務条例（昭和 4 7 年小樽市条例第 2 6 号）は、廃止する。

（小樽市特別会計設置条例の一部改正）

3 小樽市特別会計設置条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

（小樽市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正前の小樽市特別会計設置条例本則第 2 号に規定する青果物卸売市場事業特別会計に係る令和 3 年度分の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、公設青果地方卸売市場を廃止するとともに、関係条例の廃止及び改正を行うためであります。

小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例
小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例(平成 13 年小樽市条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「三親等」を「3 親等」に改め、同条第 2 号中
「満 20 歳以上満 75 歳」を「18 歳以上 75 歳」に改め、同条第 6 号ア中「満
55 歳」を「55 歳」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、民法の一部改正により、成年年齢が 20 歳から
18 歳に引き下げられることに伴い、住宅改造資金の融資対象者の年齢を引き
下げるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市消防団条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団条例の一部を改正する条例

小樽市消防団条例（昭和 29 年小樽市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「水火災等の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 14 条ただし書中「第 6 条第 3 号」を「同号」に改める。

第 18 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

別表第 1 号中「75,000」を「82,500」に、「61,500」を「69,000」に、「43,000」を「50,500」に、「38,000」を「45,500」に、「29,500」を「37,000」に、「28,500」を「36,500」に改める。

別表第 2 号を次のように改める。

報酬区分	時間区分	金額	摘要
出動報酬	4 時間以上	円 1 回につき 8,000	災害のため出動し、業務に従事したときに支給する。
	1 時間以上 4 時間未満	1 回につき 5,600	
	1 時間未満	1 回につき 4,000	

訓練報酬	4 時間以上	1 回につき 3, 5 0 0	訓練のため出動したときに支給する。
	4 時間未満	1 回につき 2, 5 0 0	
警戒報酬	4 時間以上	1 回につき 3, 5 0 0	災害の予防警戒のため出動したときに支給する。
	4 時間未満	1 回につき 2, 5 0 0	
機械係報酬		月額 2, 6 0 0	機械係勤務に従事した者に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に係る報酬について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、消防団員の報酬の適正化を図る目的で、年額報酬を引き上げるとともに、出動報酬等を業務の負荷及び活動時間に応じた金額に改定するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小樽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部改正により、年金担保貸付事業が廃止されることに伴い、傷病補償年金等を受ける権利を担保に供する特例規定を削除するためであります。

工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 8 億 8 5 0 万円
 変 更 後 9 億 6 , 0 7 4 万円
- 3 契約の相手方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
 阿部・福島・西條共同企業体
 代表者
 阿部建設株式会社

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画を次のとおり変更する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

4 に次のように加える。

(3) 計画

事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化			
		自治体 D X 推進事業 行政手続オンライン化経費 デジタル外部人材関係経費 A I ・ R P A 関係経費 窓口キャッシュレス決済導入事業費	市 市 市 市	

7 の(3)の表 6 の部(1)の項の次に次のように加える。

(2) 認定こども園	保育施設等整備支援事業 民間保育施設等整備支援事業費補助金	民間等	
------------	----------------------------------	-----	--

○過疎地域持続的発展特別事業分 (再掲) の表 2 の部の次に次のように加える。

3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化		
		自治体 D X 推進事業 行政手続オンライン化経費 デジタル外部人材関係経費 A I ・ R P A 関係経費 窓口キャッシュレス決済導入事業費	市 市 市 市

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
朝里東46号線	新光 3 丁目 8 番 53 地先 新光 3 丁目 8 番 38 地先	新光 3 丁目 8 番 65 地先
朝里東46号分線	新光 3 丁目 8 番 53 地先 新光 3 丁目 8 番 38 地先	新光 3 丁目 8 番 40 地先
樽川西循環連絡線	銭函 4 丁目 99 番 6 地先 銭函 4 丁目 99 番 6 地先	銭函 4 丁目 99 番 6 地先

市道路線の変更について

市道路線を次のように変更する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
樽川西循環線	旧	銭函 5 丁目 55 番 3 地先 銭函 5 丁目 158 番 1 地先	銭函 5 丁目 52 番 5 地先
	新	銭函 5 丁目 55 番 3 地先 銭函 4 丁目 176 番地先	銭函 5 丁目 52 番 5 地先

小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小樽市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小樽市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第 7 条の 2 各号列記以外の部分中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める」に改め、同条各号を削る。

第 1 1 条を第 1 3 条とし、第 1 0 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 1 1 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 7」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 1」を「1 0 0 分の 3 2」に改め、同項第 3 号ア中「1 0 0 分の 2 2」を「1 0 0 分の 2 3」に改める。

第 1 6 条の 6 中「6 3 万円」を「6 5 万円」に改める。

第 1 6 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 7」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 1」を「1 0 0 分の 3 2」に改め、同項第 3 号ア中「1 0 0 分の 2 2」を「1 0 0 分の 2 3」に改める。

第 1 6 条の 6 の 1 0 中「1 9 万円」を「2 0 万円」に改める。

第 1 6 条の 1 1 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 4 7」を「1 0 0 分の 4 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 1」を「1 0 0 分の 3 2」に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 2 2」を「1 0 0 分の 2 3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額を改定するとともに、段階的に全道統一的な保険料に近づける目的で、保険料の賦課割合を改定するためであります。

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から39年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69,452,328 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 2 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円 874,347	千円 200,000	千円 1,074,347
	2 基金繰入金	728,327	200,000	928,327
歳入合計		69,252,328	200,000	69,452,328

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 5,413,253	千円 200,000	千円 5,613,253
	2 道路橋りょう費	3,049,005	200,000	3,249,005
歳出合計		69,252,328	200,000	69,452,328

専決処分報告

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月 31 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和3年度小樽市一般会計補正予算

令和3年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,165,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68,700,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		千円 991,757	千円 227,625	千円 1,219,382
	1 負担金	991,757	227,625	1,219,382
17 国庫支出金		20,269,325	937,734	21,207,059
	2 国庫補助金	9,763,943	937,734	10,701,677
歳入合計		67,535,289	1,165,359	68,700,648

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 6,730,502	千円 1,165,359	千円 7,895,861
	1 商工費	6,730,502	1,165,359	7,895,861
歳出合計		67,535,289	1,165,359	68,700,648

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	感染防止対策協力 支援金給付事業費	千円 1,906,050

専決処分報告

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 2 月 9 日別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和3年度小樽市一般会計補正予算

令和3年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,000,648千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円 1,551,233	千円 300,000	千円 1,851,233
	2 基金繰入金	1,411,213	300,000	1,711,213
歳入合計		68,700,648	300,000	69,000,648

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		千円 5,195,714	千円 300,000	千円 5,495,714
	2 道路橋りょう費	2,820,207	300,000	3,120,207
歳出合計		68,700,648	300,000	69,000,648